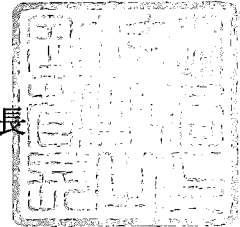


注：この文書は日本病院会が発信している文書ではありません。

国 住 防 第 5 号
平成19年8月16日

(社) 日本病院会会長 殿

国土交通省住宅局長



建築物防災週間（平成19年度上期）の実施について

標記週間につきましては、昭和35年以来実施してきているところでありますが、平成19年度上期につきましても、平成19年8月30日（木）から9月5日（水）まで、別紙のとおり、国土交通省及び各特定行政庁において実施いたしますので、貴職におかれても、標記週間の趣旨を御理解いただき、特段の御協力をお願いいたします。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長



建築物防災週間における防災対策の推進について

標記週間については、広く国民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するため、昭和35年以来実施してきているところです。

平成19年度上期における標記週間の実施について、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、この週間において建築物の防災対策の推進に積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い致します。

記

1 実施期間

平成19年8月30日（木）から平成19年9月5日（水）まで

2 平成19年度上期の重点事項

(1) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

本年に入り、石川県能登半島地震、新潟県中越沖地震等が発生し、多大な被害をもたらしているところです。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。つきましては、耐震診断を行っていない特定建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導または指示を強力に行ってください。耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた特定建築物については、耐震改修の速やかな実施を強力に指導または指示してください。

また、住宅については、(財)日本建築防災協会から別に送付する「誰でもできるわが家の耐震診断」等を活用しつつ、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力し巡回して住宅及びブロック塀の耐震診断を実施してください。

(2) 広告板の落下事故防止対策の推進

本年6月、東京都新宿区の雑居ビルにおいて広告板が落下し2名の方が負傷しました。

つきましては、類似事故の再発を防止するため、都市計画法第4条に規定する都市計画において定められた容積率が400%以上の地域内（法第52条第1項5号の地域を除く。）及び大規模地震対策特別措置法等により指定された避難路沿い等、落下物による災害の発生の可能性が高い地域内にある、外壁に広告板が取り付けられている建築物で、地階を除く階数が3以上であり、かつ竣工後およそ10年以上経過したものの所有者等に対して、「特殊建築物等定期調査業務基準（改訂版）」（(財)日本建築防災協会発行）に準拠し、建築物の外壁に取り付けられた広告板の外壁面への緊結状況、支持金物の腐食状況等、広告板の落下の危険性の有無を調査させ、建築基準法第12条第5項に基づき報告させてください。落下の危険のある場合は、建築基準法第9条、第10条の勧告、命令制度等を活用し、速やかに是正させてください。その結果を、管内の特定行政庁の結果もととりまとめた上、別紙2に基づき当職まで報告してください。

(3) 既存建築物における窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策及び外壁材の落下防止対策、大規模空間を持

つ建築物の天井の崩落対策、民間建築物における吹きつけアスベスト及びカラオケボックスについては、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、問題がある建築物については、建築基準法第9条、第10条の勧告、命令制度等を活用し、速やかに是正させてください。また、危険性が高い建築物については、改善させるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

3 その他の実施事項

(1) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施されるようお願い致します。

(2) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持・運行管理の徹底

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住指発第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持・運行管理の徹底を指導してください。

(3) 住宅・建物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(4) 相談窓口の設置

問い合わせに応じられるように相談窓口を開設するなどし、説明を行う体制を整えてください。

(5) 講習会・説明会の実施等

各重点項目について、正しい知識や応急的な補強方法、改修方法等の普及徹底を図るため、講習会等を行い、必要に応じて適切な施工能力を持った業者を紹介、あっ旋をしてください。

(6) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願い致します。

4 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1により、貴職において、貴管内の各特定行政庁で作成された様式を取りまとめた上一括して報告してください。また、3(3)の各種調査結果についても、平成19年9月21日(金)までに、3(2)に係る別紙2にあっては、平成19年12月14日(金)までに下記担当まで提出されるようお願い申し上げます。

提出いただいた実施結果は、取りまとめ公表する予定です。

5 担当

国土交通省住宅局建築物防災対策室 阿部、高谷、森川

電話 03-5253-8111 内線39567、39569

都道府県名: _____

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 通知記2の重点事項の実施状況

事項名	実施状況について					
		耐震診断	耐震改修		耐震診断	耐震改修
(1)住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進	特定建築物	指導・助言件数 件	指導・助言件数 件	住宅	件	件
		指示件数 件	指示件数 件	ブロック塀	件	件
(2)広告板の落下事故防止対策の推進	※別紙2の様式により別途報告してください。					
(3)既存建築物における窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底	※別に送付する様式により報告してください。					

2. 通知記3の事項の実施状況(該当する(1)~(6)に○をするとともに、必要事項を記入してください。)

(1) 防災査察の実施

実施件数(件)	主な指導内容等
現地調査	
是正指導	

(2) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持、運行管理の徹底

指導件数(件)	計画策定件数(件)
昇降機	
遊戯施設	(うち予定)

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

ポスター	掲示数	
パンフレット	配布数	
活用メディア	広報紙 ・ 新聞 ・ テレビ ・ ラジオ ・ インターネット	

※左記のうち該当するもの全てに○をしてください。

(4) 相談窓口の設置

設置箇所数(箇所)	主な相談内容
箇所数	

(5) 講習会・説明会の実施等

講習会 ・ 説明会 ・ 業者紹介 ・ 業者あつ旋	※左記のうち該当するもの全てに○をしてください。
--------------------------	--------------------------

(6) 関係機関との連携・協調

消防 ・ 警察 ・ その他()	※左記のうち該当するもの全てに○をしてください。
------------------	--------------------------

3. 独自に設定した重点事項

事項名	実施内容等

4. その他特記事項、要望・意見等

--

